

3. 提言：新しい地域づくりの推進に向けて～超高齢社会への対応～

本調査研究における提言は、以下の基本認識に基づいている。

- 地域コミュニティ協議会は、真の意味で住民自治の主体（担い手）となり、新しい地域づくり・まちづくりを推進するためには、地域住民自らが主体的に考え、持続可能で実効性のある仕組みを構築していく必要がある。
- 地域コミュニティ協議会は、市及び区自治協議会との対等な関係の下で、新しい地域づくり・まちづくりを目的に自立した組織として活動するために、自治会・町内会はもとより区社会福祉協議会や地区公民館、NPOなど多様な主体（担い手）との協働の仕組みを構築していく必要がある。また、住民自治の確立に向けては、地域住民が住み慣れた地域で心豊かに暮らすために、自らが地域にとって善いことに取り組む価値観の醸成と共有化を図る必要がある。
- 住民自治の主体（担い手）は、地域コミュニティ及びその会議体である地域コミュニティ協議会であり、地域コミュニティ協議会は行政と対等な関係の下で、協働による新しい地域づくり・まちづくりを推進するために、自立性または独立性を高めることが基本となる。しかし、活動拠点づくり、人件費や活動費等の運営財源、組織運営や活動における人材確保・人材育成などに苦慮している地域コミュニティ協議会が多く見られることから、市は地域の実情等に応じた実効性のある支援策を強化する必要がある。
- 市は、超高齢社会に対応した「住民自治による地域づくり」を一層推進するために「自治基本条例」や「協働指針」等において地域コミュニティ協議会の設置根拠としての位置づけと役割を明確化する必要がある。なお、現行の自治基本条例については、自治基本条例検討委員会による見直しの提言がまとめられたが、地域コミュニティ協議会の位置づけの明確化は論点になっておらず、「市民協働の手引き2006」の見直しに関する提言に関しても具体的に言及していない。

提言1

地域コミュニティ協議会は、全市の連合体として「（仮称）新潟市コミュニティ協議会連合体」を組織し、地域コミュニティ協議会の運営・活動等に関する情報収集や情報交換、人材育成（新任委員研修など）等を行う。

提言2

地域コミュニティ協議会は、それぞれの地域の実情等に応じて、まちづくりセンターやコミュニティセンターあるいは公民館等の公共施設あるいは利便性の高い代替施設等に拠点を構築する。

提言3

地域コミュニティ協議会は、市の支援制度である事務所借上補助金や、地域活動補助金、運営助成金、古紙行政収集地域活動支援金を基礎財源にするとともに、区社会福祉協議会や自治連合会、青少年健全育成協議会等の関係団体からの補助金の有効な活用に努める。

提言4

地域コミュニティ協議会は、自治会・町内会が主要な協働の主体（担い手）であることを踏まえ、自治会・町内会の連合体である自治連合会や区社会福祉協議会や地区公民館、NPO等との連携により、「円卓会議」や「ワークショップ」等をおして対等な関係の下での協働の仕組みを構築する。

提言5

地域コミュニティ協議会は、住民自治の確立並びに住民自治を支える多様な主体（担い手）との協働の仕組みづくりをおして、地域コミュニティ自らが地域にとって善いことに取り組む価値観の醸成と共有化を図る。

提言6

市は、自治基本条例や協働指針において、市政における地域コミュニティ協議会の位置づける役割、市及び区自治協議会との役割分担等を明確に根拠づける。また、現行の「市民協働の手引き2006」は、NPOと行政との関係に主眼を置いたもので見直しが必要なことから、真の住民自治の基盤となる「協働の指針」を新たに策定する。